

特集2 6月は環境月間です

● 問合せ 環境政策課▷生活環境係 (☎2144)
▷リサイクル推進係 (☎2145)

毎年6月5日は、国連により『世界環境デー』と定められています。わが国でも、環境基本法によりこの日を『環境の日』と定め、6月の1か月間を『環境月間』として、全国各地で普及啓発活動が展開されています。

皆さんもこの機会に、身の回りの環境について、今一度考えてみましょう。

私たちにできる地球温暖化対策



近年、頻発している豪雨災害や気温が40度を超えるなどの気候変動は、地球温暖化が影響しているといわれています。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素など）が、必要以上に増えることで引き起こされます。

私たち一人一人の衣食住や移動といったライフスタイルを原因とする温室効果ガスは、日本全体の排出量の6割を占めているという分析もあります。

このため、国や自治体、事業者だけの問題ではなく、誰もが脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行う必要があります。

◆脱炭素ってなに？

脱炭素とは、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることです。

実質ゼロというのは、温室効果ガスの『排出量』から、森林管理などで植物が吸収する『吸収量』を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



CARBON NEUTRAL

◆温室効果ガスが増えている理由

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出してきたからです。その結果、大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命前と比べて4割増加し、世界の平均気温は、1880年から2012年の間で、0.85度上昇しました。

◆21世紀末の地球は？

2081～2100年の地球は、20世紀末と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合

気温が2.6～4.8度上昇
▽厳しい温暖化対策をとった場合

気温が0.3～1.7度上昇

◆具体的な目標は

2015年『パリ協定』で、世界共通の目標として、

▽世界の平均気温上昇を2℃以下にすること。さらに、1.5度に抑える努力をすること

▽21世紀後半に、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること
が決められました。

◆国内の目標

2020年10月、政府は2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とした『カーボンニュートラル宣言』を发出し、脱炭素社会の実現を目指しています。



◆私たちにできること

脱炭素社会づくりに貢献する
▽製品への買い替え
▽サービスの利用

▽ライフスタイルの選択 など
日々の生活の中で、あらゆる『賢い選択』をしようという取り組み『COOL CHOICE』を積極的に実施しましょう。



【COOL CHOICEの例】

▽クールビズ、ウォームビズ
適度な冷暖房と、気候に合わせた服装などの工夫で、快適に過ごすこと

▽スマートムーブ

徒歩、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択。エコドライブの実施やカーシェアリングの利用など

▽3R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

▽サステナブルファッション

今持っている服を長く大切に着たり、環境に配慮した服を選んだりすること

自動車騒音

自動車騒音の状況を把握するため、令和3年度は市内3地点で測定しました。測定の結果、環境基準値を下回り、良好な状態でした。

(単位：dB)

測定地点	観測時間帯	騒音の24時間平均値 (等価騒音レベル〔Leq〕)	
		測定値	環境基準
黒川町畑川内 (県道32号)	昼間	68	70
	夜間	61	65
黒川町大黒川 (県道297号)	昼間	67	70
	夜間	60	65
黒川町真手野 (県道297号)	昼間	69	70
	夜間	61	65

市内の環境状況を把握するため、定期的に騒音や水質について調査を実施しています。ここでは、令和3年度の測定結果を紹介いたします。



▷測定日 令和4年1月18日～19日

▷観測時間帯 昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～午前6時

※環境基準は、環境基本法で定められた、達成することが望ましい基準のことです。この基準をわずかに超過しても直ちに健康被害が生じるような数値ではありません。

水質

■ 河川水

市内3地点で、河川の汚濁の程度を示すBOD(生物化学的酸素要求量)(注1)を測定しました。そのうち、環境基準が設定されているのは1地点で、令和3年度の測定結果は環境基準を下回りました。また、過去3年間の測定値の推移を見ても、すべて環境基準を下回る結果となっていて、河川環境は良好な状態を維持しています。

注1 BOD(生物化学的酸素要求量)

環境基準の指標として河川の水域で採用され、有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要な酸素量のこと。BODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。

【河川水BOD(75%値)(注2)】 (単位：mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値			環境基準
		R元	R2	R3	
有田川	大井手井堰(二里町)	1.0	0.8	1.8	2.0以下

注2 75%値

有機物による水質汚濁を示す指標であるBOD(河川水)やCOD(海水)の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる統計値のことです。

■ 海水

伊万里湾内の2地点で、海水の汚染の程度を示すCOD(化学的酸素要求量)(注3)を測定しました。令和3年度の測定結果は、七ツ島工業団地北側地点で環境基準を上回りました。また、過去3年間の測定値の中にも環境基準を上回ったものがありますが、直ちに環境被害につながる数値ではありません。要因の一つとして、測定時の天候や潮汐などによる影響が考えられます。

注3 COD(化学的酸素要求量)

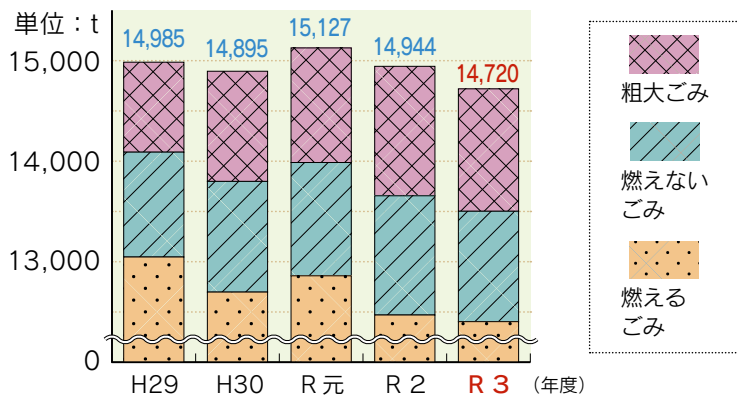
環境基準の指標として湖沼および海域で採用され、有機汚濁物質を酸化剤で分解するときに必要な酸素量のこと。CODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。測定地点によって環境基準が異なるのは、環境基本法に基づく水域類型の指定があるためです。

【海水COD(75%値)】 (単位：mg/ℓ)

測定地点	測定値			環境基準
	R元	R2	R3	
七ツ島工業団地北側(黒川町)	2.2	2.0	3.2	2.0以下
七ツ島工業団地南側(黒川町)	2.4	2.4	3.0	3.0以下

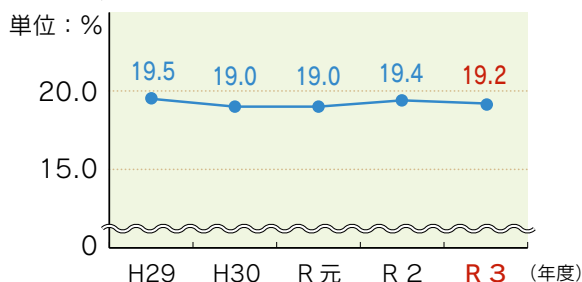


【グラフ1】総排出量の推移



令和3年度の市内のゴミの総排出量は、年間で1万4720tでした（**グラフ1**）。令和2年度と比べて約224t減少しています。また、ゴミの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は19.2%で（**グラフ2**）、令和2年度と比べて0.2ポイント減少しました。

【グラフ2】リサイクル率の推移



なお、国のリサイクル率は20.0%（令和2年度）、県は19.7%（令和元年度）です。市民一人一人のリサイクルに対する意識の向上が、ゴミの減量化につながります。さらなるゴミの減量化に向け、リサイクルを心がけましょう。

私たちはふだんの生活の中で、さまざまなものを消費しながら暮らしています。例えば、スーパーでもらうレジ袋は石油から、新聞紙や雑誌の紙は主に木材が原料のパルプから作られています。これらはすべて、限りある貴重な資源です。資源を有効に活用するためには、できるだけゴミを出さないことやリサイクルできるものは、正しくリサイクルすることが大切です。市では、リサイクルサンデーをはじめ、さまざまな取り組みを推進しています。皆さんもできることから始めてみませんか。



雑誌



新聞



◆ リサイクルサンデー

リサイクルサンデーは、地区ごとに毎月1回決められた日曜日に、新聞紙や雑誌、空き缶、瓶などの家庭から出た資源ゴミを分別回収してリサイクルをする取り組みです。

令和3年度は、各行政区や子ども会など177団体が取り組み、1年間で回収した資源ゴミの量は605tでした。回収量は令和2年度と比べると、約10t増加しました。ゴミの減量化・資源化だけでなく、地区の収入にもつながるリサイクルサンデーを活用しましょう。

回収品目7種類

- ① 新聞紙（新聞、折り込みチラシ）
- ② 段ボール
- ③ 雑誌類（週刊誌、カタログ、雑紙〔ティッシュの空箱や包装紙など〕）
- ④ アルミ缶
- ⑤ スチール缶
- ⑥ 一升瓶（茶色・緑色）
- ⑦ ビール瓶

※ 紙類を縛るときは、ビニール紐や紙紐かみひもなどで十文字に結んでください（ガムテープは、使用しないでください）。
 ※ 缶類・瓶類は、水ですすいでください。
 ※ アルミ缶とスチール缶は、きちんと分別してください。

— リサイクルサンデーのメリット —

- ① 紙類や缶類の資源化
- ② 瓶の再利用
- ③ 回収量に応じて、地区に収入が入る

— 回収日 —

- 第1日曜日 南波多町、大川町、松浦町
- 第2日曜日 伊万里地区、牧島地区、大坪地区、立花地区
- 第3日曜日 大川内町、黒川町、波多津町
- 第4日曜日 二里町、東山代町、山代町

※ 住んでいる行政区が取り組む回収対象品・場所・時間は、区長が環境課まで問い合わせてください。

◆ ペットボトルの出し方

ペットボトルは、リサイクルするために作業員が1本ずつ選別をしています。
 キャップが付いていたり中身が残っていたりすると、作業にとっても時間がかかります。ペットボトルを出すときは、次の2点を守りましょう。
 ▷キャップとラベルは必ず外して、燃えるごみに出してください。
 ▷中は空にして、水ですすいでください。



ペットボトル

◆ 瓶類の出し方

瓶類についてもリサイクルするため、作業員が選別をしています。
 正しい分別がされていないとペットボトル同様、作業に時間がかかります。瓶類を出すときは、次の2点を守りましょう。
 ▷赤文字のごみ袋には、瓶類のみを入れてください。
 ▷キャップを外して、中を水ですすいでください。
 ※一升瓶（茶色・緑色）・ビール瓶については、リサイクルサンデーに出すことができます。



ビン

◆ 不用になったパソコンの無料回収

『リネットジャパンリサイクル株式会社』と協定を締結して、家庭で不用になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。また、プリンターなどの周辺機器のほか、小型家電も一緒に回収できます。令和3年度はその他小型家電の回収量が約1tあり、ごみの減量化につながっています。

【回収手順】

- ① インターネットから、リネットジャパン (<https://www.renet.jp/>) に申し込む
- ② パソコンなどを段ボールに詰める
- ③ 希望する日時に、宅配業者が自宅まで回収にきてくれます



リネットジャパンはこちら↑

- ※ 無料で回収できるのは、パソコンを含む段ボールが1箱（3辺の合計が140cm・重さが20kg以内）までです。
 - ※ パソコンの中のデータは、自身で消去してください（データ消去ソフトの無料提供サービスがあります）。
 - ※ 詳しくは、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページで確認してください。
- 電話による問い合わせは、専用窓口0570-085-800に、午前10時～午後5時にかけてください。

◆ **不法投棄を防止するために**
 不法投棄物は、投棄者が不明の場合、投棄されている土地や建物の所有者が処分しなければなりません。定期的な草刈りをしたり、柵やフェンス、警告看板を設置したりするなど、日頃から意識して管理することが大切です。



不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、道路脇や山林などに捨てる行為のことです。ごみのポイ捨てや自分の土地にごみを捨てることも不法投棄となります。不法投棄されたごみは、周辺の景観を損ねるだけではなく、悪臭や周辺の土壌汚染を引き起こすなど、生活環境に悪影響を及ぼします。
 市では、パトロールや防犯カメラの設置により、不法投棄の防止に努めています。
 皆さんも、不法投棄を『しない』『させない』をモットーに、防止活動に取り組みましょう。

ストップ！不法投棄



など

◆ **野外焼却は法律で禁じられています**
 家庭から出るごみを野外焼却することは、下記の例外を除いて法律で禁止されています。また、例外で認められていても、近所の迷惑にならない範囲で行うとともに、火災の原因にならないよう、きちんと消火してください。
 ◆ **野外焼却とは**
 さが西部クリーンセンターなどの法律で定められた適正な焼却炉を使用せずに、外でごみを焼却することです。ドラム缶や小型焼却炉などの焼却も野外焼却に当たります。
 ◆ **野外焼却の例外**
 ▽少量の落ち葉や刈り草などの焼却
 ▽宗教上の行事での焼却（しめ縄など）
 ▽河川管理者が行う管理のための草木の焼却
 ▽農家が行う稲わらや林業者が行う伐採した枝木の焼却

野外焼却は法律で禁じられています